

盛岡保健所長告示第4号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1校の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年1月9日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

1 通所リハビリテーション

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101222	河南デイケアセンター	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成18年12月 17日

2 訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0360190060	河南病院さわやか訪問看護ステーション	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成18年12月 17日